

令和4年度事業報告書

特定非営利活動法人
神奈川被害者支援センター
自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

第1 総括

1 被害者支援を巡る情勢

令和4年度を振り返り、被害者支援を巡る情勢は、新型コロナウイルスの影響も薄れつつあったが、被害者支援件数は、全体的には横ばい状態であった。性犯罪による被害者に対する被害者支援は増えており、特にカウンセリングを希望する被害者の増加が見られた。このような情勢下において、神奈川被害者支援センターは、神奈川県、神奈川県警察そして当センターで構成する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を構成する一員ですが、サポートステーションの対象犯罪から漏れ落ちた犯罪についても、積極的に被害者支援ができるよう「漏れの無い支援」そして潜在化しやすい犯罪被害者にも支援の手を差し伸べられるよう努めた。

本状況下での事業活動は、全員が感染防止に十二分に配意しながら増加傾向にある犯罪被害者等への支援活動に可能な限り対応するため、基本的事業である電話相談事業、直接支援事業等を推進した。また、平成24年10月から受託した「いのちの大切さを学ぶ教室」も新型コロナウイルスの影響を受け、2年連続で引き続き実施が見送られた。

具体的な活動状況としては、電話相談受理状況は、対前年比ではマイナス85件、カウンセリング実施状況は、対前年比ではプラス84件で大幅に件数が増加した。当センターの独自事業である直接支援実施状況は、対前年比ではプラス7件と小幅な増加に止まった。

犯罪被害者と支援活動に対する理解度アップを目的にコロナ禍前に実施していた「犯罪被害者週間」のイベントを3年ぶりに県、警察本部と協力して、横浜駅東口そごう前広場で実施した。また、令和4年1月17日令和4年度横浜市犯罪被害者等支援市民講演会において横浜市との共催による「命のメッセージ展」を開催した。

一方、財政面での強化では、既存の支援者、協力者等に対する引き続きの支援をお願いするとともに、新たな資金調達の方策（公益財団法人日本競輪・オートレース補助協会（JKA）補助事業の獲得）を開拓するなどの取組を進めた。また、各警察署の犯罪被害者支援ネットワーク総会、各地区のロータリークラブの例会における講話による財政的支援のお願いや企業に対する団体賛助会員への入会、寄付の依頼等を直接担当者に面会して行った。寄付金付自動販売機の設置、募金箱設置、ホンダリング活動等による財源の確保に向けた活動も継続し、活動資金獲得のための諸活動を推進し、多くの方から賛同を頂き、活動財源確保に努めた。

2 会員の状況

令和5年3月31日現在、正会員数は172名、個人賛助会員は136名、団体賛助会員は385団体（合計693名・団体）であった。

3 会費の状況

令和4年度中に会費を納入していただいた正会員は145名、個人賛助会員は97名、団体賛助会員は332団体（合計574名・団体）であった。

4 寄付の状況

令和4年度中の寄付は、個人54名、団体54団体であった。

第2 支援事業等の実施状況

1 電話相談事業等

電話相談事業は、県相談電話（サポステ）業務を受託していることから、祝休日及び年末年始を除く月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までの間、ハートラインかながわは月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの間、電話相談員が1日延4名で被害者等からの相談にあたった。

令和4年度に受理した電話相談等は794件、その内来所相談は6件であった。

2 カウンセリング事業

令和4年度中、登録カウンセラーによるカウンセリングを141回実施した。

3 直接的支援事業

令和4年度中、裁判所や検察庁、法律相談等への付添い支援を308回実施した。

4 被害者の自助グループ支援事業

自助グループ「ジュピター」を10回開催して被害者の早期回復を支援した。

5 「いのちの大切さを学ぶ教室」事業

県警察からの受託事業として、平成24年から県下の中学校・高校に対して実施してきたが、コロナ禍で開催はできなかった。なお、神奈川被害者支援センターとして、「いのちの大切さを学ぶ教室」の重要性を踏まえて、「命の授業」として実施した。

6 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

神奈川県、神奈川県警察、法テラス、横浜市などの関係機関・団体との会議、研修会、講演会等に参加して情報の共有と連携に務めた。なお、県下各警察署で実施の犯罪被害者支援ネットワーク会議は、半数以上の警察署が文書開催となったため、センターの活動資料の配付を行った。また、犯罪被害者等延188名（前年度延164名）の支援調整会議を実施するなど支援活動を推進した。市の条例制定に向けた活動にも取組み、民間被害者支援センターとして制定の必要性について説明を行った。全国ネットの会議は、オンラインでの開催となった。

No	実施日時	活動内容
1	R4.4.19	全国ネット事務局長等研修（オンライン）
2	6.10	緑警察署被害者支援ネットワーク会議
3	6.23	神奈川県被害者支援連絡協議会第25回定期大会
4	6.24	横浜市犯罪被害者等施策懇談会
5	7.8	第1回相模原市犯罪被害者等支援有識者会議
6	8.22	第2回相模原市犯罪被害者等支援有識者会議
7	9.29	第3回相模原市犯罪被害者等支援有識者会議
8	10.7	関東甲信越ブロック事務局長会議（オンライン） 相模原署被害者支援ネットワーク会議
9	10.22	全国犯罪被害者支援フォーラム
10	11.16	令和4年度横浜市犯罪被害者等支援市民講演会
11	11.18	青葉署被害者支援ネットワーク会議

12	11.21	泉署被害者支援ネットワーク会議
13	11.22	伊勢原署被害者支援ネットワーク会議
14	11.29	川崎市と警察庁共催の被害者週間シンポジウム
15	11.30	横浜水上署被害者支援ネットワーク会議
16	12.1	多摩署被害者支援ネットワーク会議 川崎臨港署被害者支援ネットワーク会議
17	12.2	幸署被害者支援ネットワーク会議
18	12.5	高津署被害者支援ネットワーク会議
19	12.6	川崎署被害者支援ネットワーク会議
20	12.8	相模原南署被害者支援ネットワーク会議
21	12.9	麻生署被害者支援ネットワーク会議
22	12.13	大船署被害者支援ネットワーク会議 茅ヶ崎署被害者支援ネットワーク会議
23	12.14	戸部署被害者支援ネットワーク会議
24	12.15	秦野署被害者支援ネットワーク会議
25	12.16	港南署被害者支援ネットワーク会議
26	R5.1.18	令和4年度犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議
27	2.2	第4回相模原市犯罪被害者等支援有識者会議
28	2.13	相模原北署被害者支援ネットワーク会議
29	2.21	令和4年度犯罪被害者等支援に係る市町村主管課長会議
30	3.17	川崎市犯罪被害者有識者会議
31	3.24	瀬谷署被害者支援ネットワーク会議
32	3.30	市町村検討会

7 被害者支援活動に関する広報啓発事業等

広報啓発事業として次のとおり実施した。

- (1) 「犯罪被害者週間（11/25～12/1）」におけるキャンペーン活動は、3年ぶりに県、警察本部と協力して、開催した。

犯罪被害者等に対する国民の理解と配慮、社会環境を構築することを目的とした「犯罪被害者週間」を横浜駅東口の新都市プラザで開催致しました。このキャンペーンは毎年11月25日から全国で展開されており、神奈川県では、神奈川県、神奈川県警察、神奈川被害者支援センターの三者が共催し、実施した。キャンペーンでは、パネル等の展示や県警音楽隊による演奏、啓発グッズの配布などを行った。また、今回のキャンペーンでは「言葉の壁」により犯罪被害が潜在化しやすい外国人被害者の相談を可能とする環境整備を目的に、かながわ国際交流財団の協力を得て神奈川被害者支援センターが作成した複数の言語表記された「通報カード」も配布した。

- (2) 広報誌ハートメッセージによる情報発信、啓発活動

ハートメッセージ36号6,000部、37号5,000部（計11,000部）を作成し、会員のほか

警察署、市区町村、病院等の関係機関、団体等に配付し、被害者支援センターの活動の周知に努めた。

また、機関誌（ハートメッセージ）の内容の見直し

ア 読者目線の編集

正会員、個人賛助会員、団体賛助会員、高額寄付をして頂いた方の氏名は、半期毎に掲載していたが、会費等の納入時期と掲載号のズレが生じ、掲載漏れと誤解されている方がおり、苦情に繋がっていたことから、1年間すなわち2号継続して掲載することにより、問題の解決を図った。

イ 内容の充実

当センターの知名度、認知度をアップさせる観点から、各種の広報媒体を通じた活動をより詳細に掲載することにより、更なる協力者、支援者の獲得を図ることとします。具体的には、当センターが推進しようとしている「漏れの無い支援」「潜在被害者に対するきめ細かな支援」をアピールして、当センターの活動に賛同して頂ける「埋もれている協力者等」の発掘に繋がるよう内容の刷新を図った。

ウ 配付方法等の見直し

年間（前期、後期）で約13000部を作成し配付していたが、より広報効果が見込まれる配付方法、配付対象等の見直しを図った。

(3) ホームページ（インターネット）の積極的な活用

県内企業・団体等に団体賛助会員の入会や寄付金の依頼をする場合に、相手方企業・団体が当センターの概要等を確認するのはホームページであることから、その重要性を認識し、活動内容、組織の信頼度、好感度を向上させるとともに、わかりやすい内容、新しい情報の更新に努め、積極的な活用を図った。

(4) 他機関等による当センター（サポートステーション）の視察等

令和4年12月16日、「犯罪被害者等施策の検証・推進議員連盟」代表の三谷英弘自民党衆議院議員が当センターの視察に訪れた。当センターの役員との検討会では「神奈川被害者支援センターの先進的な取組みを今後全国的に横展開することを含めてしっかりと後押しをしていきたいと思います」とのことであった。

(5) 関係団体による広報活動

県下各警察署被害者支援ネットワーク総会にて広報・啓発活動等について要請を行い、警察署関係団体等が、市(区)民まつり等の機会を通じて被害者支援の広報（募金）活動を推進した。

駅頭等のキャンペーン（主催は管轄警察署・センターは協賛）活動では、警察署と連携し、駅等の利用者を対象にパンフレット、ウェットティッシュ等を配布しての広報啓発活動を行った。

具体的な活動として、

ア 水上デモンストレーション（横浜水上署）

11月30日(水) 午前10時から午後0時30分まで

イ J R 川崎駅西口ラゾーナ川崎（幸署）

11月28日(月) 午後0時から午後1時まで

- ウ 京急横須賀中央駅前（横須賀署）
11月29日（火）午後3時から（署ネットワーク終了後）
- エ イオン秦野店前（秦野署）
12月23日（金）午後1時30分から（署ネットワーク終了後）

（6）講師派遣

令和4年度は、外部団体の要請に基づく講師派遣を7回実施した。

	期 日	団 体	対 象 者
1	R4. 7. 7	学校関係者等と保護司との連絡協議会	学校関係者、保護司
2	7. 20	秦野市商工会議所女性会研修	商工会議所女性会員
3	9. 30	川崎幸ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
4	10. 25	司法修習生研修	司法修習生
5	R5. 2. 2	青葉区保護司会講演	保護司
6	3. 7	川崎中ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者
7	3. 22	横浜緑ロータリークラブ例会	社会奉仕活動者

8 研修・養成事業

（1）犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座

かながわコミュニティカレッジが主催する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座（初・中級）」と、「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座（上級）」を実施した。

（2）研修会等の実施

当センターの相談員のスキルアップを図るため、実例に基づく検討や、弁護士、関係機関等からの部外講師による月例研修会を12回、特別研修を4回実施した。

（3）全国被害者支援ネットワーク主催のスキルアップ研修会への参加

全国ネットフォーラム・秋期研修会（東京）に参加、関東甲信越ブロック事務局長会議（幹事県山梨県（オンライン））に参加した。

秋期全国研修会は、10月15日、16日に開催された

第3 管理(令和4年4月1日現在)

1 管理体制

理事長	村尾 泰弘
副理事長	堀本 久美子
副理事長	勝島 聰一郎
理事	鈴木 達也
理事	西村 明夫
理事	山口 正志 (原 幹朗 7月1日から)
理事	太田 良勝
理事	藤木 幸太
理事	山田 一子
理事	小杉 千弦
専務理事	永野 弘幸 (常勤)
監事	松本 純也
監事	庄子 徳義

計 12名(13名)

2 執行体制

所長(専務理事) (常勤)	事務統括	1名
副所長(執行役員) (常勤)	統括補佐	1名

(1) 事業課

所員 (常勤)	事業課長	(1)名
所員 (常勤)	課長補佐 (課長事務代行)	1名
所員 (非常勤)	課員	4名

(2) 総務課

所員 (常勤)	総務課長	1名
所員 (非常勤)	経理担当	1名
		計 9名